

平成20年度 第2回 奈良県自立支援協議会全体会 次第

日 時：平成20年10月22日（水）

9:30～12:00

場 所：奈良県文化会館 第3会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題 等

① 県自立支援協議会各部会からの報告・取組課題について

○療育・教育部会 <資料P 2 >

○就労・教育部会 <資料P 3～15>

○生活部会 <資料P 16～29>

◆「児童福祉施設等からの地域移行プロジェクト」について

◆精神障害者施策検討PT提案

◆重症心身障害児・者の地域生活支援について

○人材育成部会 <資料P 30～42>

② 圏域代表・圏域マネージャーからの報告・圏域の課題について

<資料P 43～44>

③ その他 意見交換

④ 質疑応答 等

4 閉 会

平成20年度 奈良県自立支援協議会 各部会取組課題等 整理表

部会	取組課題等
療育・教育部会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 奈良県における療育、教育支援実態調査・意識調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> →各福祉団体に療育センター機能、医療センター機能を持てるシステムづくりに向けた施策提言 ◆ 療育・教育セミナーの開催 ◆ 奈良県療育サミットの開催
就労・教育部会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住み込み障害者の権利擁護 <ul style="list-style-type: none"> →大橋製作所事件に係る対応及び再発防止策について 「在職障害者の人権擁護通報システム」 ◆ 発達障害者の就労問題について <p>(県事業関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 障害者職場実習設備整備事業について • 就労支援ジョブサポート派遣事業について
生活部会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童福祉施設等からの地域移行について ◆ 精神障害者施策検討PT提案 <ul style="list-style-type: none"> • 住居について〈居住サポート事業の推進、公的保証人制度の設立〉 • 居宅介護(ホームヘルプ)について〈精神介護の市町村への認知、障害特性についての市町村研修、介護保険との併給〉 • 相談支援窓口、相談支援専門員の配置・資質、障害程度区分認定、地域生活支援事業の地域格差、権利擁護〉 • 情報提供について〈制度パンフレット配置、ホームページ情報発信、教育現場における障害教育〉 ◆ 重症心身障害児・者の地域生活支援について
人材育成部会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 罪犯障害者支援について ◆ 障害程度区分認定調査員研修と審査会の合同研修について <p>(活動実績報告・今後の研修内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市町村杵築審査会委員研修 (7月実施) • 障害程度区分認定調査員研修 (6月実施) • 奈良県障害者ケアマネジメント指導者研修 (9月実施 帝塚山大学共催研修) • 奈良県相談支援従事者養成研修 (10月実施) • 奈良県サービス管理責任者研修 (11月実施予定)

平成20年度奈良県自立支援協議会療育教育部会打合会 取組課題

1. 療育教育講演会について

- ・講師に何を話してもらうか
→改めて「療育」について勉強できる機会となれば良い。現場で困っているようなことについて、何か解決のヒントを得てもらいたい。
- ・仔鹿園がパンフを作った。披露したい。
- ・情報共有に対する先進的取り組みを実施している五條市と橿原市の内容を紹介
- ・特別対策事業は今年度まで。次回第4回も含めシリーズで取り組みたい。
- ・講師は誰にするか
→講師選定中

2. 顔の見える会議（療育語りの場）開催

- ・アンケートの後で実施したい
- ・縦糸（市町村と県）、横糸（市町村間の自立支援協議会と部会）の関係を整理していく

3. 具体的療育・教育支援実態調査・意識調査（アンケート）内容について

- ・実施する目的を明確にする
- ・講演会参加申込の際（開催の約1ヶ月前程度）に一緒に提出していただく。参加者個人の考え方を問うものとし、法人の理念等にとらわれない自由な回答を求める。
- ・テキストでの回答を求めるので、誤解のないような設問文章となるよう、小西部会長、喜多委員と引き続き検討する。

4. 奈良県における障がい者医療に関する調査（アンケート）内容について

- ・対象を幅広く、2カ年かけて順次実施していきたい。まずは看護師を対象。
- ・医師会は手続きを踏めば会報誌などで周知・配布することができるとのこと。
- ・最終的には災害時や緊急時の対応、体制を圏域毎に作っておきたい。
- ・アンケート内容及び様式を部会で作り上げる→県へ

住込み在職障害者が 安心して働く支援体制の 確立をめざして

～安心・継続した就業・生活支援～

原 因 究 明

• 想定される原因

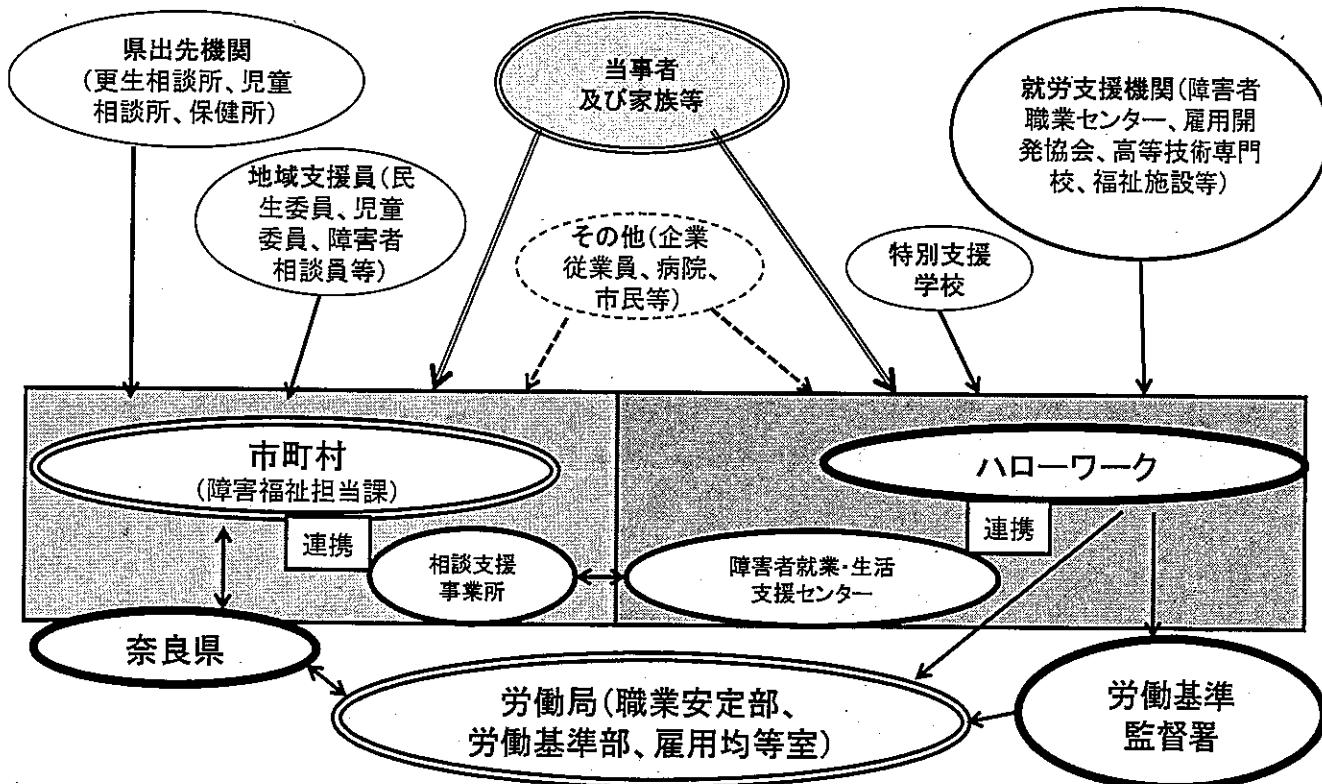
1. 7つの機関が接触していたが、個々の役割(業務)で
関わっており、通帳管理(障害年金)等の生活実態の
把握を役割(業務)とする機関がない
2. 住込み在職障害者の権利擁護が阻害されている場
合の、主たる対応機関が周知されていない
3. また、問題事案毎に対応機関が異なるため、相談や
情報提供先の判断がしづらい
4. 縁故等で就労した住込み障害者について、就労支援
関係機関では把握が困難である
5. 就職後の支援を業務とする障害者就業・生活支援セ
ンターに個人情報保護の関係から、登録者以外の在
職障害者に係る情報の収集ができない

再発防止に向けての対応策

「原因究明」で想定される点を踏まえ、働く障害者の全体的なセフィティーネットワーク支援体制の問題点や課題も含め、以下の対応策について検討する。

- 就業セフィティーネットワーク支援体制の整備
- 在職障害者に係る権利擁護の相談受付窓口を明確にし、周知方法の検討
- 就労支援機関、ハローワーク、労働基準監督署との連携整備
- 市町村の相談窓口(指定相談事業所を含む)や県の更生相談所などの就労支援機関以外における生活状態や労働環境把握の義務付け及び通報システムの整備
- 民生委員や児童委員、自治会長、障害者相談員などの地域の支援者との連携システムの整備(啓発活動含む)
- 在職者の就業及び生活支援体制の強化(ハローワーク、障害者就業・生活支援センターが定期的に企業を訪問し、事業主と住込み障害者と顔の見える関係作り)
- 住込み在職者の通帳管理を公的機関が行うシステムの整備
- 住込み者をグループホームなどの福祉サービスへの移行整備
- 移動支援や余暇支援などの福祉サービス活用についての周知方法の検討
- 障害者の権利擁護に係る県条例の整備
- 障害者を対象とした研修の実施

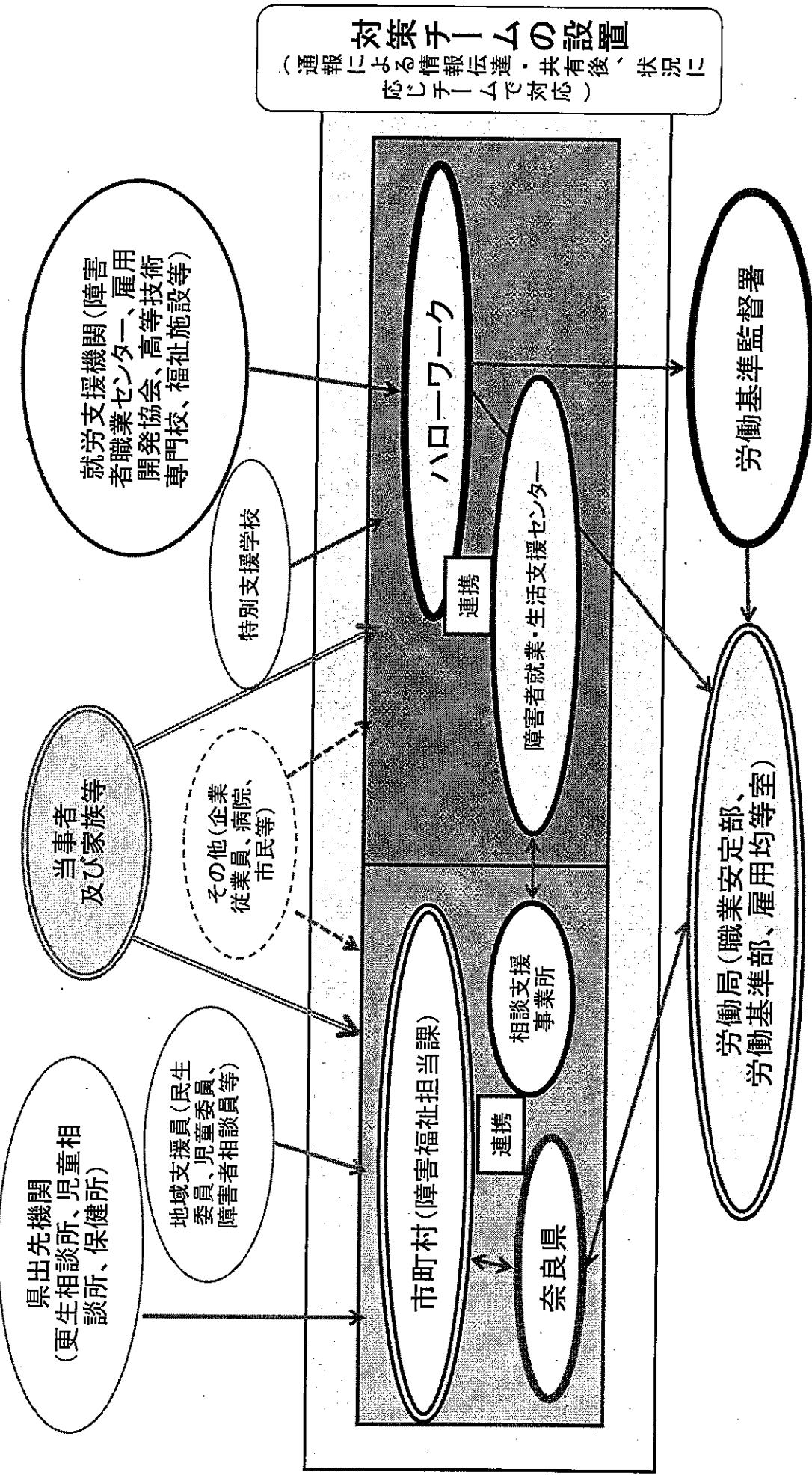
在職障害者の人権擁護通報システム



在職障害者の権利擁護通報システム

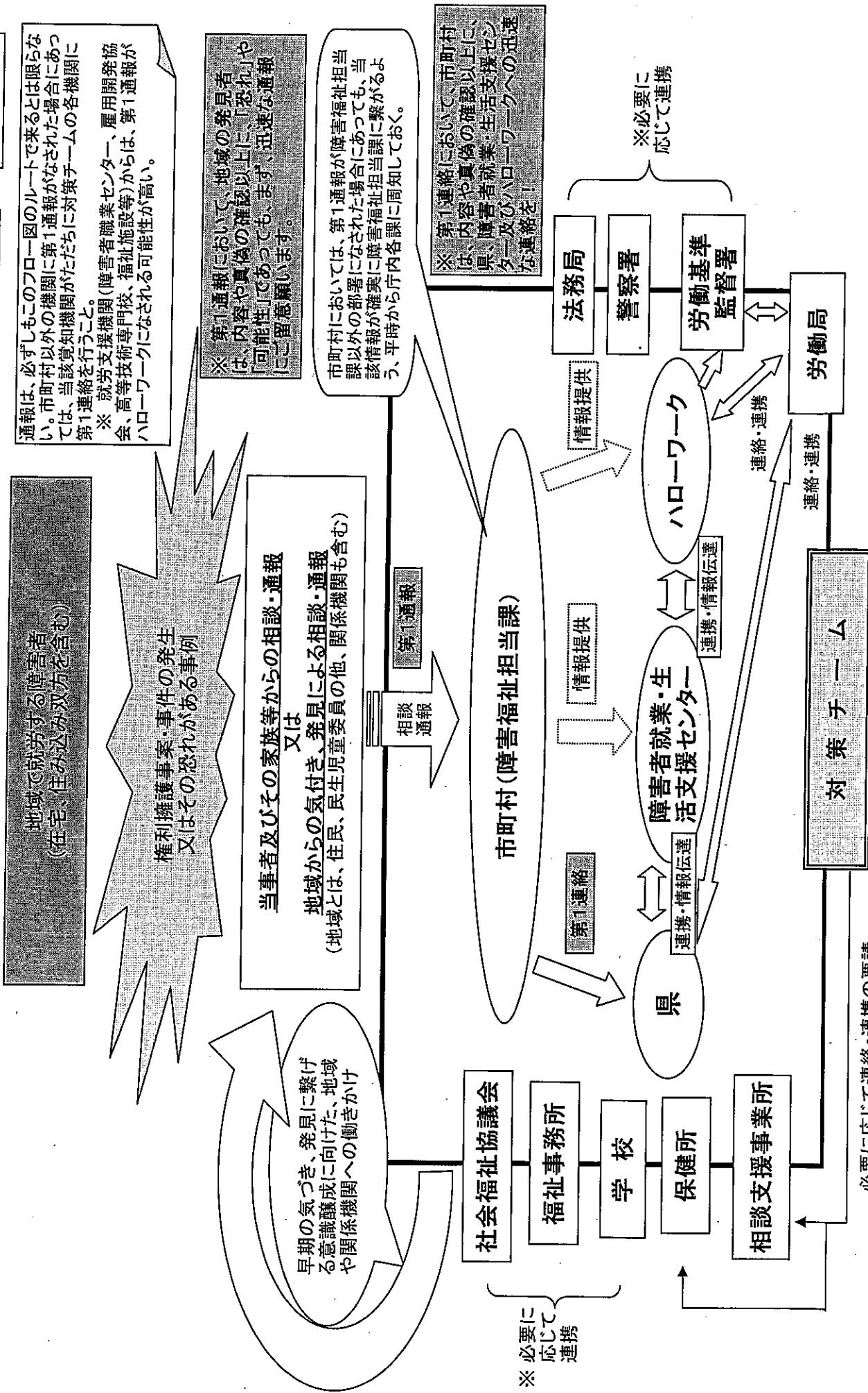
別紙1

このフロー図は、発見・通報者、相談者ごとに想定される相談機関、通報先を網羅的に示すもの。関係機関は、本フロー図以外の通報がなされた場合にあっても、早急に当該情報を対策チームに伝達すること。
情報が関係機関に伝達され共有された後は、原則として関係機関がチームで対応する。



在職者の権利擁護通報システム(案:地域から市町村へのルート)

別紙2



第1通報の内容が対策チーム全体に覚知された後、真偽を含め、通報内容の確認等さらなる情報収集についても対応する

奈良県における発達障がい者の就労支援を考える

奈良県自立支援協議会就労教育部会
発達障がい者就労支援に係るワーキング会議

現在の就労支援における課題

- ・ 発達障害者相談支援センターでいあ～をはじめ、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、委託相談支援事業所、なら若者サポートステーション、ハローワーク、保健所などにおいて、発達障がいの青年期・成人期の方からの職業相談は増えてきている。
- ・ 特に、制度上の狭間にいる発達障がいの方の就労(一般就労、福祉就労)については、職業的ハンディキャップを有しているながら、普通高校や専門学校・大学などに進学しているため、就職に向けた職業教育が不十分な状態であるため、卒業時に就職できないまたはできても不適応状態となり離職し、上記の専門機関に相談に来る方が多い。
- ・ しかし、相談だけでは根本的な職場適応力等の向上は困難であり、一定期間の職業教育・訓練が必要となり、既存の福祉施設を紹介するが、利用に抵抗があったり、利用しても現状の集団指導や施設内作業を中心としたプログラムには合わず、利用を中止される方が多い。
- ・ このことにより、早急に制度上の狭間にいる発達障害の方を対象とした職業教育・訓練の実施及び就職支援を継続的に行える支援体制の構築が必要と考える。

奈良県自立支援協議会就労教育部会 発達障害者の就労支援に係るワーキング会議の開催

目的: 発達障がいのある方の就労支援に係る課題や現状を把握し、今後の支援体制等について協議するためワーキング会議を立ち上げる

構成員: 奈良県就労教育部会(奈良県障害福祉課・健康増進課・雇用労政課・教育委員会、奈良労働局、奈良圏域代表、中和・南和圏域マネージャー)、奈良障害者職業センター、奈良県発達障害者支援センターでいあ～、なら若者サポートステーション、学校法人神須学園「室生館」

開催: ワーキング会議は、施策提言案の作成及び実行に向けた協議を平成20年度中に8月、9月及び必要に応じて開催する

就労上における問題

- **どのような仕事に就きたいかイメージできにくい**
障がいの認識が難しい、能力・資質がわかりにくい、得意・不得意がわかりにくい、就職に失敗しても理由を理解することが苦手、独特な理由で職業を選択する傾向がある
- **求職活動の難しさ**
求人情報から仕事のイメージをつかむことが苦手、給料等の労働条件について理想が高い、履歴書を適切に書くことが苦手、面接で適切な受け答えが苦手、求職活動の段取りがわからない、期日通りの書類提出ができない

就労上における問題

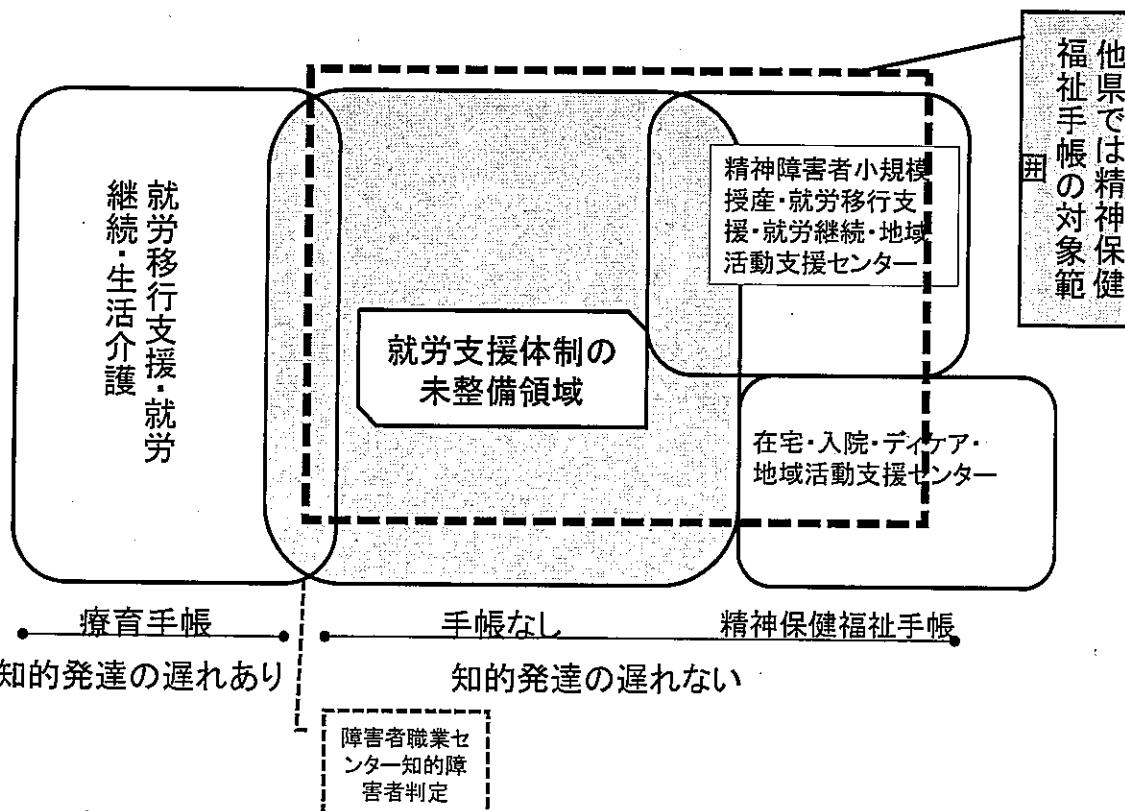
・就職後の問題(職務)

「きれいに」などの作業の質を意識することが苦手、不良品検査など基準が曖昧な作業は苦手、1つの仕事をしながら別の事をこなすことが難しい、早くかつ丁寧にななどの2つの質を求められると難しい、必要以上に丁寧すぎるなどのこだわりがある、仕事の手順や段取りを自分で考えることが困難

・就職後の問題(コミュニケーション・社会性)

暗黙のルールがわからない、立場に応じた言葉の使い分けが苦手、NOと言えずストレスをため込みやすい、「適当に」などの抽象的指示が理解できない、ストレートに主張しそうで同僚と衝突する、わからないときに自ら助けを求めることができない

発達障がい者就労支援の現状



広汎性発達障がい:PDD

(Pervasive Developmental Disorders)

DSM-IV	ICD-10
自閉性障害	自閉性障害
レット障害	レット症候群
小児期崩壊性障害	他の小児期崩壊性障害
アスペルガー障害	アスペルガー症候群
特定不能の広汎性発達障害	非定型自閉症
	精神遅滞と常同運動を伴う過動性障害
	他の広汎性発達障害
	特定不能の広汎性発達障害

DSM-IV:(アメリカ精神医学会・精神疾患の診断と分類の手引き)

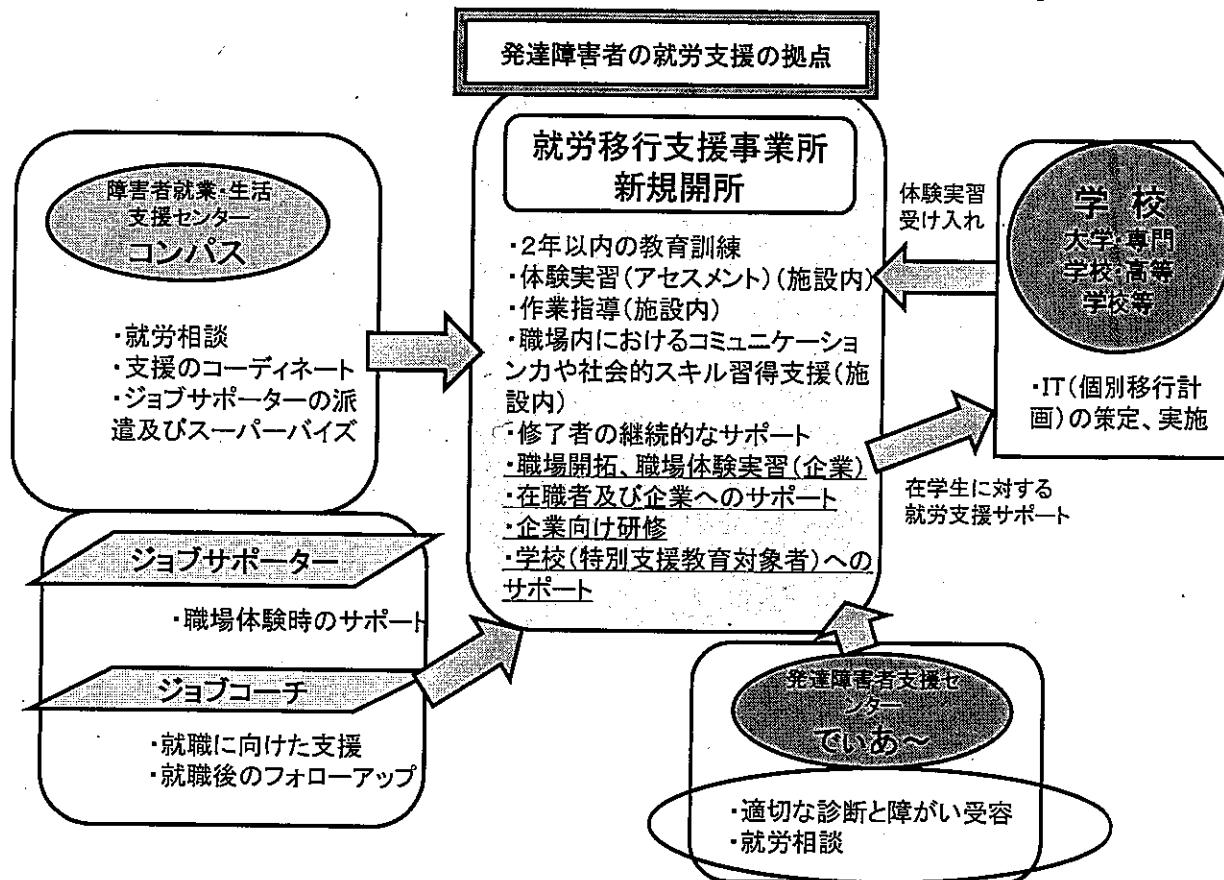
ICD-10:(WHO・国際疾病分類第10版)

共通する診断基準:①対人関係の障害 ②コミュニケーションの障害
③幅が狭く反復的(創造性の欠如)・常徳的な行動、興味、活動のパターン

就労支援の課題

- 適切な診断と障がい受容があって、はじめて就労支援となる。
- 特別支援学校以外の卒業生は、「社会的自立」「就職」の段階で、初めて支援の必要性に迫られる人達が多い。
- 就職活動以前に、当事者及び保護者を対象に職業選択・求職活動の相談及び支援が必要。
- 支援にあたっては小集団で、個別支援が求められる。
- 支援体制は一本化(明確化)することが求められるが、相談機関は複数用意しておくことが望まれる。
- 職業選択支援のために用意する作業種目は多いことが望まれる。また、職場体験受け入れ事業所についても、様々な職種を準備しておくことが必要。
- 作業支援時は、マニュアル化・視覚的指示書等を作成し、混乱(パニック状態)を避けることが必要。

就労支援体制(モデル事業)案



奈良県発達障害者就労支援モデル事業(案)

- 障害者就業・生活支援センター、発達障害者支援センター、ハローワーク、学校等の関係機関と連携し、発達障がいのある成人（知的な遅れが軽度またはない者）の就労支援の拠点の役割を担う。
- 特に、大学、専門学校、高等学校などに在学する特別支援教育対象生徒及び保護者に対して学校等と連携し、職業指導・職業相談体制を構築するとともに、教職員等を対象に啓発、研修、コンサルテーションを実施する。
- 併せて、企業就労している発達障がいのある者の相談窓口となり、関係機関と連携して継続的なサポートを行う。また、受け入れ企業等に対して啓発、研修の実施や相談を受ける。
- 発達障がい者に対する効果的な職業教育・訓練のあり方について試行的取り組みを行い、今後の県内における体制整備について検討する。
- 発達障がい者（成人）の支援に関わっている大学教授等と連携し、実践研究を行う。

新規開所事業所職員体制（案）

就労移行支援事業所(6~10人定員)

施設長	1人
サービス管理責任者(兼務)	1人
職業指導員	1人
生活支援員	1人

奈良県発達障害者就労支援拠点モデル事業 加配職員(案)

職業生活支援員 (職場内におけるコミュニケーション・社会性支援)	1人
就業支援員 (職場開拓・職場体験実習支援、企業向け研修)	1人
職業相談・余暇支援員 (在職者、在学生、保護者、教職員を含む支援)	1人

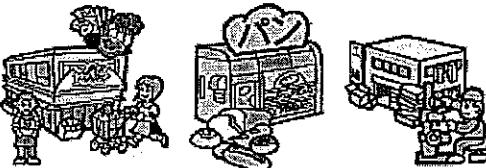
奈良県ジョブサポーター派遣事業とは？

就労移行支援事業所利用者や特別支援教育対象の生徒などの障がいのある方の就職促進は図られているところですが、今後さらに拡大を図るためにには、一般就労への意識や動機付けを図るとともに、職業適性等のアセスメントのできる、職場体験や職場実習の充実が重要と考えます。

しかし、職場体験等を実施するにあたって障害のある方や受け入れ先企業は、不透明な不安感があり、消極的になります。そこで、受け入れ先企業にジョブサポーターを派遣し、円滑に職場体験等が行えるよう関係者間の調整、通勤支援および職場内における職業生活支援を行うこととしました。

この事業は、奈良県から県内の障害者就業・生活支援センターが業務委託を受けて、職場体験等受け入れ企業にジョブサポーターを派遣する事業です。

なお、就職を前提とした職場実習で職場の受け入れ環境の調整等を専門的に行うことが必要と判断される場合は、障害者職業センターのジョブコーチ支援制度があります。



■事業実施機関

なら障害者就業・生活支援センター コンパス

なら西和障害者就業・生活支援センター ライク

なら東和障害者就業・生活支援センター たいよう

※ 障害者就業・生活支援センターは、身近な地域で、労働、福祉、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行ってながら、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設です。

■ジョブサポーターの派遣

派遣依頼は無料です。 ※ ジョブサポーターへの謝金は、コンパスが支払います。

派遣事業の登録は、コンパスにおこないます。当面の間の派遣に係る調整は、コンパスがおこないます。派遣事業の利用をご希望される場合は、お近くの障害者就業・生活支援センターにご連絡ください。

■ジョブサポーターの支援内容

ジョブサポーターは障害者就業・生活支援センターの雇用支援ワーカーと調整を図り、次の支援をおこないます。

- (1) 派遣事業開始にあたっての実習者、受け入れ企業担当者、実習者の在籍する関係機関（家族も含む）との打ち合わせ
- (2) 実習者に対しては、通勤支援、職場内における職業生活支援（休憩時間の過ごし方、更衣室の利用、タイムカードの利用、あいさつ・返事・報告の仕方、作業手順書等の支援ツールの活用、不安軽減のための相談など）の実施
- (3) 受け入れ企業に対しては、実習者に係る配慮事項や作業指導方法などの伝達および作業環境や従業員との関係などの調整
- (4) 実習者の在籍する関係機関（家族も含む）との連携および情報交換

■派遣される日時

原則として、平日の 9:00～17:00 の間です。

* 徐々に支援時間は、減らしていきます。

■保険

当該派遣事業実施中（通勤含む）の事故については、本人が加入する保険により対応します。

よって、実施前に保険への加入状況の確認を行い、未加入時には保険を紹介します。

■守秘義務

当該派遣事業において知り得た情報については、プライバシー保護法に基づき他には漏らしません。

お問合せ先:

なら障害者就業・生活支援センターCOMPASS TEL 0742-32-5512

なら西和障害者就業・生活支援センターライク TEL 0745-51-2001

なら東和障害者就業・生活支援センターたいよう TEL 0744-43-4404